

黒大豆用機械が追加になりました 集落農業守り隊応援事業補助金

丹波篠山市では、集落の農業・農地を未来へつなぐため、頑張る農家グループの農業機械導入を支援します。
支援を希望するグループは要望書をご提出ください。

1 支援の対象となる機械

作物	機械	補助率	補助上限額		面積要件
			新品	中古	
水稲	田植機	25%	50万円	25万円	—
	トラクター	25%	50万円	25万円	—
	コンバイン	25%	50万円	25万円	—
黒大豆	畝立て整型機	25%	30万円	20万円	40a
	脱粒機	25%	30万円	20万円	40a
	乾燥機	25%	30万円	20万円	40a
	脱莢機	25%	30万円	20万円	40a
	中耕培土用トラクター	20%	30万円	20万円	40a

※ 面積要件は令和6年の黒大豆と黒枝豆を合わせた作付面積（実績確認あり）

2 対象者

農業者グループ（詳細は裏面をご覧ください）

3 要望書の提出方法

所定の要望書を期限までに提出
（構成員全員の自筆署名が必要）

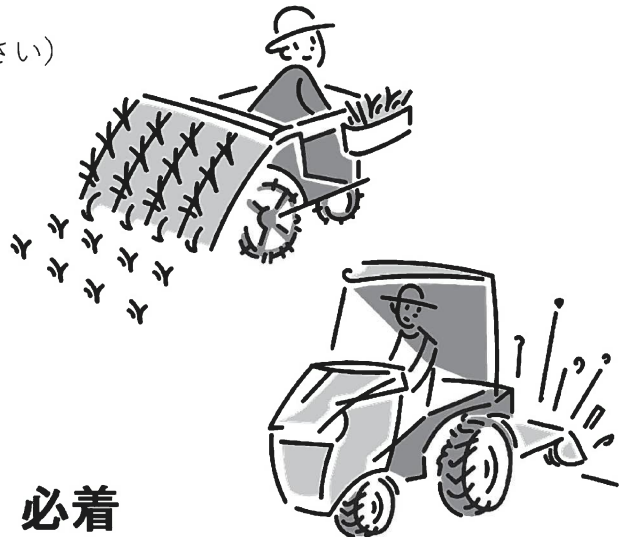
4 要望書の提出窓口

丹波篠山市役所農都政策課（第2庁舎2階）
電話：079-552-1114

5 要望書の提出期限

令和6年4月10日（水）必着

※申し込み多数の場合、調整することがあります。





農業者グループについて

(グループの中で、機械を保管される方が代表として申請してください。また、その代表者は市内在住の農業者に限ります。)

3名以上の 市内在住の農業者 または 市内在住の農業者 + 土地持ち非農家 (市内 / 市外在住)

で構成される、農業者グループであること。

農業者グループ 構成のルール

1. グループは、2親等以内の親族を除いて3名以上で結成すること。
※ グループ構成員から見て、グループ内に親、子 (子の配偶者含む)、兄弟姉妹 (配偶者含む)、祖父母、孫 (配偶者含む) にあたる人がいないこと。
2. グループに土地持ち非農家を含む場合、グループ内の農業者と農地利用に関する契約があること。
3. 過去7年以内に、国、県、市より農業者個人が支援を受けて対象機械を導入していないこと。
※ 所属する集落営農組織等で、過去に補助を受けた場合は、申請可能。
4. 構成員、代表者に関わらず、申請は1回限り。
※ R5年度にこの事業を活用したグループの構成員、代表者は申請できません。
5. 補助金の申請、機械購入の契約、機械の維持管理等は全て代表者名義で行うこと。

手続きの流れ

要望書を窓口へ提出

窓口：市役所 第2庁舎2階
農都政策課



「補助金交付申請書」 が届く (4月中旬)



以下の書類を提出

- ・ 補助金交付申請書
- ・ 3者見積
(中古品の場合は1者)

市役所による検査の 実施

検査後、約1ヵ月後
市から補助金 振込

機械購入代金の支払 完了後、実績報告書 類※ を提出

※ 補助金交付決定通知に
同封



「補助金交付決定通知」 が届く

対象機械を契約し、納品
まで行う。



注意事項 補助事業終了後、機械の活用状況についてご報告いただく事があります。